

令和6年第3回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月17日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	高 橋 伸 治
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	平 岩 敬 康

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
住 民 課 長	宮 川 雅 人
建 設 課 長	後 藤 英 司
水 道 課 長	大 野 誠

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正道
書 記	坂 口 朱 里

1. 議事日程（第3号）

令和6年9月17日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第59号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第3 第60号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第4 第61号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第5 第62号議案 公金管理の安全性の確保に係る関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第6 第63号議案 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第64号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第65号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第66号議案 福祉健康センター空調機改修工事請負契約の一部変更について
- 日程第10 第67号議案 町道の路線認定について
- 日程第11 第68号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 第69号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

て

日程第13 第70号議案 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第14 第71号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第15 第72号議案 令和5年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第16 第73号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 第74号議案 令和5年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 第75号議案 令和5年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 第76号議案 令和5年度笠松町水道事業会計決算認定について

日程第20 第77号議案 令和5年度笠松町下水道事業会計決算認定について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

1番 伊神和弘議員。

○1番（伊神和弘君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、大地震発生による災害への対応についてと、これからの小・中学校教育についての2項目です。

では、まず1つ目、大地震発生による災害への対応についてです。

7月26日から27日にかけて笠松町社会福祉協議会主催による能登半島地震被災地支援災害ボランティアバスに応募し、石川県珠洲市においてボランティア活動を行ってきました。現地への行き帰りのバスから見る光景、実際に支援活動に入った家屋の様子から、改めて震度6強の揺れとそれに伴う被害の大きさに驚かされました。

そこでお尋ねいたします。

南海トラフ地震等の大地震が起きたとき、現時点において笠松町の被害をどのように想定されているでしょうか。建物被害、人的被害（死者、けが人、要救出者、避難者等）、また道路、上下水道、電気、ガスについてお願いいたします。

また、大地震が発生し、想定しているような被害状況になれば、短時間のうちに避難所に人が殺到することになります。すると避難所は大混乱に陥り、二次災害が起こることが予想されます。これを回避するため、さらに死者やけが人を少なくするためにも、自宅等の地震対策を強化し、最低でも3日間ほどは自助・共助で生活できるようにすることが大切だと考えます。

今年度になり、町のホームページなどにより防災への働きかけが増え、町民の意識を高める努力はなされていることは評価いたしますが、即避難所へという考え方を変える働きかけがさらに必要だと考えますが、いかがでしょうか。

また、私が見た珠洲市の状況は、震災から約8か月を経過していますが、仮設住宅の建設、震災による廃棄物の集積処理は十分ではないように感じました。珠洲市に比べて笠松町は仮設住宅や廃棄物集積に利用できる土地が少ないと思われませんが、その点についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、2つ目の項目、これからの小・中学校教育についてです。

毎年4月に全国学力・学習状況調査が行われており、今年度は4月18日に小学校6年生と中学校3年生を対象に国語、算数・数学の学力調査と質問紙調査が実施されました。全国及び都道府県の結果及び分析が7月29日に公表され、岐阜県は小学校国語、算数の平均正答率は全国よりやや低く、中学校国語、数学の平均正答率は全国よりやや高くなっています。

また、質問紙によれば「将来の夢や目標がある」では、全国平均と比べ小学校では低いが中学校では高い数値を示し、ICTを活用した授業では、小・中学校とも全国平均よりかなり高い数値が得られています。

そこでお尋ねします。

市町の結果は、それぞれの教育委員会に届いていると思われませんが、笠松町の小・中学校の学力及び学習の状況をどのように分析されているのでしょうか。また、分析結果を今後の小・中学校教育にどのように反映させ、子供たちにどのような力をつけていくことが大切と考えるのでしょうか。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めて、おはようございます。

伊神議員さんからの御質問、私からは大地震発生に伴う災害への対応についてお答えさせていただきますと思います。

1点目の南海トラフ地震による当町の被害想定といたしましては、平成25年の岐阜県東海・東南海・南海地震等被害認定調査において、岐阜県南部を中心とした震度6弱の地震の場合では、建物の全壊678棟、半壊1,652棟、死者13人、重傷者21人、軽傷者210人、避難者数3,012人を被害の想定としております。

また、ライフラインの被害想定といたしましては、道路の被害想定は出ておりませんが、令和元年度から令和2年度において岐阜県が実施した南海トラフ地震及び内陸直下地震に係る生活への影響調査において、上水道が91%、下水道が6%、電力と加入電話回線による通信が92%、都市ガスは51%が供給支障が生じる人口割合として県が推計しているところであります。

続きまして、発災時、即避難所への考えについてですが、2点目の御質問の答えは、議員の御指摘とおり、災いを防ぐ心構えの基本は、自分の命は自分で守る自助、その次に地域で助け合う共助が基本であると、私自身も同じ考えであります。

そのようなこともあり、災害時において在宅で生活が可能となるような水や食料の備蓄の必要性、災害時に身近にあるものを代表した対応策などを広報「かさまつ」やホームページで紹介したり、また町内の事業者の店舗において、多くの利用客に目が留まるスペースで能登半島

に派遣した職員が撮影してきた被災地の写真を展示させていただき、それに併せて災害時に利用できる商品を展示、PRし、自助の必要性を一人でも多くの方に認識していただくような取組を行っております。ほかには、自主防災会を対象とした自助・共助の重要性をテーマにした講演会も開催させていただいております。今後もこのような事業や啓発を継続的に行うことで、一人でも多くの方が災害を自分事として捉えるようなきっかけをつくっていきたいと考えているところであります。

続きまして、大量のいわゆる災害廃棄物の用地確保についてのお尋ねでございますが、仮設住宅建設と災害廃棄物処理などの用地確保につきましては、廃棄物処理に対するフェーズと応急仮設住宅建設に対するフェーズについて、それぞれ整理させてお答えさせていただきます。

まず、発災直後においては、人命の救助、避難所の設営、被災者の安全確保、情報収集に可能な限り職員を投入して対応すべきであり、その次の段階で復旧に向けた動きとなると想定しております。

災害廃棄物処理計画におきましては、発災後3日後に災害廃棄物の発生量を推計し、集積場所を選定することを想定しております。集積場所の候補地としましては、小・中学校の運動場を除き、運動公園、多目的運動場など、広い公有地を選定しております。議員が言われるとおり、笠松町ではまとまった一団の用地の確保が難しいため、廃棄物処理事業者様と廃棄物の仮置場の使用協定を締結し、用地確保に努めているところであります。

また、応急仮設住宅の建設用地につきましては、被災された方々は、住まいの問題は、被災の応急・復旧業務に一定のめどが立ち始めた段階で検討していくものであると認識しています。このようなことから、まずは災害廃棄物処理を優先し、用地選定を行い、フェーズが進み、復旧・復興の段階において仮設住宅建設ということになりますので、その時点で用地を選定することを考えています。

その仮設住宅の建設候補地等につきましては、災害廃棄物の集積場として利用予定の用地と重複しているものもございますので、県などが管理する用地も含め調整していくこととなると思われまます。

以上で私からの答弁を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 伊神議員のこれからの小・中学校教育に関わり、初めに羽島郡内小・中学校の学習状況と分析についてお答えをいたします。

今年度の学力・学習状況調査における岐阜県の教科別正答率の平均は、新聞報道のとおりでございます。笠松町の小・中学校の結果についてでございますが、小学校6年生の国語と算数は、学校ごとに特性はありますが、平均的に見ると岐阜県を若干上回っておりました。中学校3年生では、これは郡内2校ともでございますが、国語と数学ともに全国、県平均を大きく上

回った結果となりました。学力の定着という点では、当該学年相当の知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成が適切になされていると捉えております。

また、調査対象の教科に関わり、少し具体的になりますけれども、国語においては小学校での主と述の関係理解、中学校での具体と抽象の関係把握などに課題が見られる反面、小学校での人物像を具体的に想像すること、中学校での表現の効果を考えて描写表現をすることなどが優れている傾向が見られました。

算数・数学では、小学校の図形の体積を求める問題、図形を筋道立てて説明する問題に課題が見られましたが、小学校での速さと時間、道のりの関係を基にした数式処理、中学校での目的に応じた立式、数学的な表現を用いての説明が優れているという傾向が見られました。

さらに、児童・生徒への質問紙においては、小学校6年生では「人が困っているときは進んで助けていますか」との設問に対し、県、全国と比べ非常に高い意識を持っていることが分かりました。反面、「自分にはよいところがあると思いますか」や「将来の夢や目標を持っていますか」との設問から、自信を持つことやたくましく生きたいという力強さに若干の課題があると感じました。

中学校3年生では、自己肯定感や夢や希望を持つことが県、全国の平均とほぼ同等となっており、小学校と同様に「人が困っているときは進んで助けていますか」の設問には、県、全国と比べ非常に高い意識を持っています。一方、「毎日同じぐらいの時刻に寝ている」や「毎日同じぐらいの時刻に起きている」の健康に関する設問の数値が県、全国平均を下回っていることに留意が必要だと感じております。

羽島郡二町教育委員会といたしましては、今後も意図的・計画的な指導を進め、学力の定着を図るとともに、心と体の成長も同様に図られるよう児童・生徒に寄り添う姿勢、適切な指導、家庭、地域と連携した学校運営に努めてまいります。

続いて、分析結果をこれからの中学校教育にどのように反映させ、子供たちにどのような力をつけていくことが必要だと考えているかについてお答えをいたします。

今回の学力・学習状況調査の結果は、各学校において自校のデータを有しております。まずはおのおのの学校で自校の指導の成果と課題を分析して改善に向けた主体的な取組をするよう、教育委員会といたしましても、県と国との違いが分かりやすい各学校ごとのデータに加工した資料を加えて指導をしております。

羽島郡二町教育委員会としましては、その中でも成果として上げられる国語科の人物像の読解力、表現の効果を意図した表現力、算数・数学の数式処理、数学的な表現を用いた説明等についてどのような指導が成果に結びついているのか、また、課題として上げられる国語科の主と述の関係理解、具体と抽象の関係把握、算数・数学の体積を求める問題、筋道立てて証明する問題等について理解が促進されるためにはどのような指導方法の工夫が必要なのか、学力向

上委員会を通して検討してまいります。

さらに、質問紙から見えてきた小・中学校ともに育まれております人を思いやり、親切な心を大切にしながらも、小学校段階から自己肯定感や夢や目標を持つことができる児童、中学校においては、健康的な生活を意識し、習慣化に努める生徒が育つよう指導してまいります。これらの力は、一つ一つを重点的に指導することも重要でございますが、学校教育の目標である人格の形成という全体の指導からのアプローチも大切であると考えております。

羽島郡二町教育委員会では、令和6年3月に教育大綱並びに第4次教育振興基本計画を策定いたしました。その中に、予測不能な時代において、郷土においても郷土への愛着を持ち、人々の幸福を願い、個の持ち味の発揮と他者との協働を通して地域の豊かな未来を創造する人々を上げ、そうした人材を育てるために、1つ目、生命の尊厳を深く認識し、健康安全の保持・増進を図る力、2つ目、自他を思いやる心を持ち、共に歩む豊かな人間性、3つ目、未来への夢や願い、目標を持ち、その実現に向かう学び方の学ぶ力、そうした資質・能力を身につけたいと考えております。

これらのことは、今回の学力・学習状況調査によって浮かび上がってきた笠松町の児童・生徒の成果と課題と重なる部分が多くございます。各学校においては、課題を踏まえ、そして重点に配慮した指導・援助の工夫、特に仲間との関わりを大切にされた協働的な学び、一人一人の理解に基づく個別最適な学びになるよう配慮に努めてまいります。

教育委員会においては、児童・生徒の実態を踏まえ、中・長期的な視野を見据えた取組、例えば授業づくりのマニフェスト4、学力向上委員会、ICT推進委員会、立志塾によるリーダー育成等を通して、人格の形成と学力向上の両面を図ってまいります。

そのために児童・生徒には、特に主体的な学びに向かう態度、そして教職員には児童・生徒に寄り添う指導、実態に応じた指導方法の工夫、教科の本質に基づく指導、生き方の指導ができるよう資質・能力を磨く施策を進めてまいります。

そして、正解のない問題を解く力、これはどちらかという正解をつくり出すと言ったほうがいいかもしれません。つまり、探究する力が必要とされる児童・生徒にとって、未知を既知にする経験や多様な価値観に触れる体験が必要だとも言われており、家庭、地域との連携・協力が必要になってまいります。

今後もチーム笠松町、チーム羽島郡で学校、児童・生徒に御支援を賜りますことをお願い申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 町長、教育長、とても丁寧な御答弁をいただきありがとうございます。

それではまず、大地震発生に伴う災害の対応について再質問をさせていただきます。

被害想定是件ですが、具体的な数値を示していただきましてありがとうございます。ライフラインについても、震度6弱を多分想定された何%という数字かと思いますが、ここにある、道路の被害想定は出ておりませんがと書いてありますが、町として道路状況や交通状況はどのぐらいになると想定されているのでしょうか、その辺だけお尋ねします。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 当町の地盤の性質としましては、かねてから指摘があるんですが、この木曾川流域の地形ということで、非常に軟弱と言われております。実際、液状化の可能性を示す数値も比較的高いというふうに言われておまして、このことは、これまでの震災報道でも分かるように、マンホールが隆起したり、道路が陥没、あるいはひび割れ等とか、あるいは上下水道の地盤が緩むことによってパイプが破損してしまう、そういったことで相当な被害が出るのではないかというふうには想定しているところであります。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 具体的にどれぐらいというはまず難しいところだと思いますので、相当の被害というところで。

そうなりますと、道路状況とかがかなり通行には支障を来すということでもありますので、やっぱりそこで避難をしようとかということになると、また大変なことになって、先日の番議員の質問にもありましたが、主立ったところは取り除いて早急に通行できるようにされるというような御答弁がありましたけれども、そのように主立ったところは早急に通行を早く可能にさせていただいて、いろんな対応ができるようにしていただけるとありがたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それで、今の建物や人的被害の平成25年の調査データを示していただきましたが、ライフラインも含めて、これ震度6強とか、さらにはもっと大きい震度7の場合とかも想定は一応されてみえるのでしょうか。あらかじめ何か大きな、大まかな感じでもいいので何か、その場合も想定はされているのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 先ほどお答えした被害想定の数値は南海トラフ地震でありまして、震度6弱であります。それよりも大きい揺れが予想されるのがいわゆる内陸直下型地震の断層型ですね、養老―桑名―四日市断層帯がずれた場合の地震は震度6強という想定でありまして、被害想定としましては、これも先ほどの平成25年の数値であります。建物の全壊が1,025棟、半壊が2,056棟、死者44人、重傷者72人、軽傷者414人、避難者数4,140人となっているところであります。ただこれはちょっと数字的に10年以上前ということと、その後、いわゆる建物が新築になったり耐震補強されているところ、町並みも変わっておりますし、正直申し上げま

してこの数字はあくまでも想定で、一番最悪の数字だと思います。

なので、実際、その発災状況というのも、これまでの地震でもそうなんです、その想定どおりにいくことは一回もなかったわけであるので、その都度、いざ発災したときには、まずはその被害状況、そしてその対応を速やかに考えて動くこと、いわゆる初動が一番鍵を握ると思っていますので、対策本部において的確に情報収集をした上、物資、そして人、全てを選択と集中という観点からも、まずはしっかりと投入して、被害を最小限に抑えたいと考えているところであります。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） ありがとうございます。

今お答えいただいたように、震度6強も、別の地震の場合ですけど、一応被害想定が出されているということで、安心をしましたというか、想定がなされているということで、それにじゃあどう対応していくかということになるのかと思いますが、今言われたように、町対策本部は、まずは情報収集に重きを置くということでございましたので、そこで得られた情報から、じゃあどう対応していくかということで臨機応変に、でも、例えばこれはプランAでいくとか、今回はプランBを中心にいくとか、この辺の被害状況などでCでいくとか、何かそういうのを多分描いていらっしゃると思いますので、多分本部長が、じゃあ大体基本はこれでいくよとかという形で、各部署が臨機応変に対応していくというパターンになるんだと思いますけど、そう捉えてよろしいでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 発災時でまず一番なのは人命救助、捜索であります。まずそれを最優先にして、もちろん我々行政職員が現場に行って作業をするノウハウも、また経験もないので、そこは消防あるいは自衛隊のいわゆる派遣要請をして、来ていただいた限りにおいては、その人たちにまずはこの場所という正しい情報を与えて、そして我々はそういったものを基に被災された方のケア、例えば避難所に誘導するとか、けがされた方は病院に搬送するとか、そういう指揮系統の役割をしっかりと担って少しでも多くの命を救う、そこを第1段階として、その次のフェーズに入っていく、今私どもはそういうふうに考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） ありがとうございます。人命を第一にと、これはもちろん、それが一番大事だと思いますので、ありがとうございます。

次に、自助・共助への働きかけですが、これは私の思っているところと大体同じように、町のほうとしても、町長さんとしても自助・共助はやっぱり、今度は自助が大切だということ

は一致しておりますので、これについてはこの方向でお願いをいろいろしたいと思いますし、本町としてもいろいろと取り組まれているので、大変ありがたく思っております。

しかし、特に地震の場合とは限らないんですけど、特に地震の場合、即避難所へというふうに考えていらっしゃる方が大変まだ多いと思うんですけど、地震の場合は即避難所へという考え方はやはり、そこを何とかしていかないと、さっきも申しましたけど、3日間ぐらいはまずできれば家のほうで自助または共助でおっていただいて、そこから避難をというふうで、即避難所という認識をできるだけ変えていかないと、先ほどの想定でいくと3,000人とか4,000人とかという避難者が出るという想定もございましたので、それだけ一遍にはあっと来られると当然受け入れられない、またはパニックになるという状況があるので、ぜひそこら辺をもう一度、働きかけを大いにしていっていただけると、または自主防災会の避難訓練などでも地震のときはまずはちょっと家でと、そこからうまく避難してくださいとか、何かそういうふうに分けをしてやっていただけるといいのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 例えば地震で発災して、大きな揺れがあつて、家が傾いてしまってここに住むのがちょっと危険だとか、あるいは独り暮らしのお年寄りで不安な方は、そういった方はやはり避難所へ来ていただくのがベターかと思います。

一方で、家の破損も目立ったところがないという方とか、あるいは先般の田島議員さんの質問にもお答えしましたが、ペットの方とか、そういった方はやはり避難所に行くというトラブルの原因になってしまうおそれもありますし、そして今、ここ数年懸念されているやっぱり感染症のおそれがあります。コロナでもそうですし、今インフルエンザもはやっている、こういう状況の中で果たして避難所へ行くのがいいか悪いかという、その状況によって大きく変わってきます。

なので、まず自助の点においては、これも災害でいろんなケースにあつて、こういう場合はここへ逃げよう、遠隔地のところへ逃げよう、一次避難だったら別に笠松町内でなくても近隣のスーパーの駐車場とか、事前に自分たちでそこのとか、御家庭あるいは地域の人たちでこういったときのケースはここへ逃げよう、あるいは自分たちで日頃から遠い親戚や知り合いとやっぱりコミュニケーションを取っていただいて、お互い個人レベル、家庭レベルでの相互災害応援条約みたいなのを結んでいただいて助け合う、そういったことを考えるだけでも自助・共助の精神の、何でしょうか、培われると思いますので、ぜひともこういういろいろな防災訓練はじめ、こういう講演会ですね、防災講演会でも、行政だけでなく講師の先生も多分同じようなことを述べられると思うので、皆さんに積極的に意識づけをお願いしていきたいとは思っています。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。心強いお言葉をお聞きしましたので、よろしくお願いたしたいと思います。

あとは用地確保の件ですけれども、これにつきましては、まだまだこれからいろいろ考えていかなくちゃならない部分もあるかと思えますし、また今、またいろいろ新しいこととか、新しいというんですかね、対処法みたいなことを多分考えられていらっしゃると思うので。というのは、先ほどのお答えにもあったように、いろいろな業者さんとうまく関係を取り合って、粉々にしてから何かうまく捨てられるとか、何かそんなようなこともお聞きしましたので、ぜひとも今後の、また、そのフェーズに応じた対応をうまく考えていただければいいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

じゃあ、大地震については以上でございます。

もう一つ、小・中学校教育について再質問いたします。

羽島郡、特に笠松町の小・中学生の国語、算数・数学の正答率が県よりも上回っているというお答えでしたので、ほっとしているというか、羽島郡の教育がしっかり進められているんだなというふうに感じました。

これは岐阜県全体で言えることなんですけど、小学生から中学生になると正答率の、これ順位というのはあまりよくないんですけど、順位がぐんと上がっているんですよ。新聞によりますと小学校国語は、岐阜県はですよ、45位、45位といっても一番下、45位が幾つかあって最下位とかというふうに書いてありまして、中学校国語になると3位、多分岐阜県がそうであって、笠松町も羽島郡も今それとあまり変わらない、ちょっと上という話ですので、この辺が何で小学校はこうで、中学校だとぐんと順位がというふうになるんですけど、この辺りどのように教育長さんが捉えていらっしゃるのかなと思って、再質問をさせていただきます。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 非常に面白い質問ありがとうございます。

いろいろ考えてみたんですけど、まずこの結果ですね、正答率というものを見たときに無回答率というのが非常に大きく、その正答率、当然無回答なら誤答になりますので、これが小学校の場合でいうと、全国平均と比べて国語でいうと1.4、この数値の幅はなかなか分かりにくいかもかもしれませんが、全国に比べて国語は1.4、算数でいうと0.5、やっぱり回答、無回答率が多いですね。これ中学校になると、国語でいうとマイナス1.1、それは全国よりはるかに、マイナス1.1、数学はすごい、マイナス4.2です。要は書いておるんです。間違っておるかどうかは、当たっておるかどうかわからないけど、書いているんですよ。

ここから何が言えるかという、粘り強く学習に取り組む姿勢というか、そういったものが発達段階によって違っていつているという部分と、それから、何とか解こうと努力するんです

が全くちんぷんかんぷん、多分手がつけられないと思うんだけど、何とかやろうとしているということが基礎的な学力、そうしたものが定着につながっているということが一つ結果から言えることかなあと。

それで、正答率が低い問題をずうっと見てみました。面白いですね、小学校でいうと低いのは漢字を書く、競技という字、そして投げるという字、漢字です。低いです。かなり低いです。小学校の算数でいうと、540割る0.6、これはマイナス6.5ポイント低いというようなところで、要は技能の定着というか、そこら辺の部分がちょっと足を引っ張っている部分があるのかなということだと思います。中学校は顕著に低いところはなかった。問題全体も、国語も数学も、そんな感じでしたね。

それで、授業で見たときに、教え方って2通り大きくあると思うんですね。山本五十六さんのやってみせて、やらせて、言って聞かせてとかそういうやつ、結局こうやってやりなさいよ、こうですよ、こうやってやるとできるよといってそれをやるという学習もあります。いわゆる形をつくって心を耕すといったような。

もう一つは、何も解答、先行きは見えないけどゴールを目指して、要は心をつくって形をつくっていくというね、そういった2通りの形があるんですけど、高学年になってくると、やっぱりどっちかという学習過程を大事にした課題追求型というか、そうした学習が増えてきていて、点数を取らせるなら教えて、このとおりやりなさいという授業を展開したほうが点数には結びつくかなと思うんですけど、それだとこれからの時代にはそぐわないだろうということを感じるんですね。

小学校高学年で、割と過程を大事にしながら自分たちの考えを何となく議論、議論という学び合いながらつくっていく、そういった学習過程を大事にした授業を岐阜県全体でしているんだけど、要は中学年から高学年に向けてまだまだそこら辺の慣れというか、そういった部分が若干難しい。要は、発達段階に応じた学習でいうとちょっと難しい部分ある。ただ、それを積み上げていくことで中学校で花開く、そんなような違いがあるのかなということを見ています。それが合っているのかどうか分かりませんが。

あとは、いかに定着を図るために分かったこと、見つけたことをどう自分の力にしていくかという、その辺りの練習の部分ですね、そういったところが必要なのかな、そんなふうに思っています、特に中学校については。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） 丁寧なお答えありがとうございます。

小学校から積み上げたことが中学校で花開くというふうに考えて、小学校でやっていることが決して間違っているという言い方はおかしいですけど、ちゃんとしっかりと岐阜県はやって

おって、それが中学生で花開いてという感じになっているということですね。よく分かりました。

もう一つ、質問紙調査において、夢や目標を持つことの数値が低いという辺りがとても残念なんですけど、道徳のまち笠松ということで、ここずうっと笠松町がやってきて、そういう心、道徳の心を育むとかということをやうとやってまいりましたが、人を思いやる親切な心というのはよく育まれているという結果でした。

夢や目標を持つという辺り、よく学校目標にもそういうものが上げてあって、そういう子供を育てようとかということがよくあるんですけど、なかなかこの数値が低いというのはどのようにお考えで、ここはどうしていけば、どうしていくことがいいというふうにお考えでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 具体的に数値ですね、結果ですけど、小学校でいうと全国平均に比べて7.1低いです、夢や目標は。中学校でいうとマイナス0.2なので、ほとんど全国平均、そんなような結果です。

小学校でなぜ低いのかなあということをいろいろ考えたんですがなかなか、学校でもいろいろな取組をしています。例えば、笠松町でもわくわく広場とか親子教室とか、すごくいい学びやなあというふうに思うし、下羽栗小学校でいうとくり勉スペシャルとか、笠松小学校ですと学びフェスタであるとか、松枝小学校でいうとまつっこプロジェクトだとか、そういった教科指導以外の学習もやっていると思います。

つまり社会につながる学習はして行って、学ぶという、連携をするというか、新たなことを知るとか、できるようになるとか、そういった楽しみを味わっているんだらうけれど、これが社会でつながっているんだという自覚というか、そこら辺のところ子供たちの認識不足になっているのかなあということをおもうので、実際にその辺りの説明というか、この勉強はあなたたちの将来のこういうところにつながっているんだよとか、そういったところをきちっとやっばり押さえていく必要があるのかな、特に小学校でいうと、そんなことを思います。

それから、この学習については、学校だけではとてもできるものじゃなくて、地域の方々のお力をお借りしないとできないと思います。それぞれの地域の方々の生きざまというか、当然内容もそうですし、その方の生き方というか、そうしたものも含めて、やっばり子供たちがその空気を通して培って行ってほしいなああと、そういった営みはこれからも大事にしたいということをおもっています。

あとは、今までの教育というか大分変えてきたんで、変えてきたつもりなんですけど、自分で決めるということですね。先生がこうしなさい、ああしなさいと言って子供たちが動くんじゃないんで、自分がこうするんだ、ああするんだ、こういう状況のときはこうしなよ、こうする

といいということ自分で考える、自分で決めて動くという、その辺りのところをやっぱりこれからも大事にしていくことがその夢や目標を持つことにつながっていくのかなということも思っています。

あとは、アントレプレナーシップというか、そんな教育も小学校でも取り入れたら面白いなあ、そんなことを思っています。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） ありがとうございます。

来年度、また毎年、学力・学習状況調査がありますので、来年度の結果が楽しみといたしますか、もうちょっとその辺が改善されていくといいのかなというふうに思って聞かせていただきました。

前回の質問でも、私の質問でも言いましたけど、笠松町がアピールするところで、私としては教育のまち笠松というのも一つアピールできたらいいなというふうに思っておりますので、ぜひとも笠松町の小・中学校において自校のデータをうまく分析して、それを基にしながら、各学校が個性をうまく生かしながら、いいところは伸ばし、問題点が出るところは改善していくという方向でそれぞれが取り組んでくださることを願いながら、その指導をきちっと教育委員会がしていただくということをお願いしながら、この質問について終わりたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） これをもちまして一般質問を終結いたします。

日程第2 第59号議案から日程第20 第77号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、第59号議案から日程第20、第77号議案までの19議案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第59号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり承認されました。

第60号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり同意されました。

第61号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

第62号議案 公金管理の安全性の確保に係る関係条例の整備等に関する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

第63号議案 笠松町公共施設巡回町民バス設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） すみません、この議案そのものに反対するものではないんですけども、今回、難病患者と小児慢性特定病の児童を加えるということなんですけど、これに加える理由というのが何かあったんでしょうか。

どういう理由でこれに加えることになったのかということと、それから、これらは例えば手帳であったり、認定証であったりという提示があって、自分で申請するという形での申請なんですか。こういうのがありますよというお知らせという形では、どのようにお知らせをするのか。一人一人に案内状を出されるのか、どのようにそういう方たちに連絡をしていくのかということについてと、現在、精神障害者の方には発行されているということなんですけれども、その方というのはどれぐらいの数の発行がされていて、どれぐらいの方が御利用になっているのかということについて質問します。

○議長（伏屋隆男君） 質問の途中ですけれども、11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

川島議員の質問に対する答弁を求めます。

堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 申し訳ございませんでした。御答弁をさせていただきます。

まず、今回この指定難病と小児について追加をした理由ということでございます。

これにつきましては、県におきまして、患者の申請に基づき指定難病等に罹患している事実等を証明する登録証というのを令和6年4月1日から発行することが決定をされました。それ

に伴いまして、県のほうからよくこのバス等の免除については、身体障害者のみとか、それに限られているので、この難病患者等に関しても免除等に加えていただくよう検討いただきたいという通知が来ておりました。町内でも検討いたしまして、今回この難病患者、あと小児についても追加をするということで決定をさせていただきましたので、条例改正をさせていただくというところでございます。

あと、2つ目の御質問ですね。

この手帳を持っている方への周知というか、通知をするのかというお尋ねでございますが、令和5年4月から、それまでは例えば手帳を持ってみえる方、申請をして受給者証というか、免除証を渡してバスに乗っていただくことをしておりましたが、令和5年4月から身体障害者手帳であるとか療育手帳、その手帳をバスの運転手に提示をするということに変更しておりますので、個別に周知をするということはいたしません。ホームページ等々でこういう方々は免除になりますよということで、その使い方等は周知をしていきたいというふうに考えております。

あと、どれくらいの人数かということでございますが、指定難病の受給者数というのは135名お見えになります。ただし、先ほど言いましたように、この令和6年4月1日からの登録者証ということが始まりましたけど、それを受給というか、登録者証を発行した件数についてはゼロ件ということで聞いております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 詳細な答弁をありがとうございました。

県のほうがそういうことを追加したということで、対応していただいたということで、とてもありがたいと思いますが、笠松町として独自にやったわけではないということですよ。要は、公式なそういう証明書ができたからどうですかと言われたので、検討した結果、やることになったということだと思いますけれども、先ほど申しましたように、答弁でありましたように、直接例えば精神障害者の手帳をお見せするとか、そういう形で対応するようになったということは、個人情報を入前で、面前で出すという形になりませんか。

そういうことって非常につらいお気持ちを持たれる方があるのではないのでしょうかという疑問が湧くんですが、例えばそういうことではなくて、笠松町の無料で乗れるパスみたいなものを出すのであれば、何のためにもらったかというのは分からなくなるんですけども、私はこういう疾患がありますというのを面前で示すということになるような気がするんですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

実は、その令和5年4月のときにその手帳等々をバスの運転手に提示するというときには、今、川島議員が言われました、自分がこういう障害を持っているとかというのが分かっちゃうんじゃないかというので、実は検討をさせていただきました。

いろんな方の御意見を聞いたり、あと実際、最近手帳をもちろんいろいろな制度、免除を利用する場合には手帳を見せる、バスだけじゃなくてよそでも見せるというのもいろいろ調べさせていただきました。そのような結果、あと、それまでの障害者手帳を持った方が役場のほうへ申請に毎年来られるということの、そこが結構つらいというようなことも御意見もいただきました。そういう関係で、バスの中で手帳等々を提示していただくような方法を取らせていただきました。

また、その手帳自体が何の手帳か分かるというようなことで、そういう場合もありますので、手帳等の中身をコピーした状態での提示もオーケーにしている状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 十分御検討していただいていたということで、ちょっと安心しました。

ただ、もう一つ言えば、例えばその手帳なり何なりを写真で、例えばスマートフォンを使って役場のほうにデータとして送っていただいて、その証明書をスマートフォンに送っていただくという形でやるということであれば、逆に言うとそのスマートフォンを見せるだけという形になると思いますけれども、そういうことも本当の意味での住民の、要するにDXで何するかということも今回も質問でしたんですけれども、住民の方の幸せと利便性の向上という目的のためにDXを使うということであれば、そういう方法も今後は一層考えてもらいたいというふうに要望して、今回の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質問はありませんか。

[挙手する者なし]

質問がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

第64号議案 笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

第65号議案 笠松町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

第66号議案 福祉健康センター空調機改修工事請負契約の一部変更についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） すみません。ちょっと聞きそびれたので、申し訳ないです。

何か天井の状況が見積りのときと違っていたという説明があったような気がするんですけども、見積りのときに天井の確認というのはしなかったんでしょうか、その点について質問します。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 天井の確認についてのお尋ねなんですけれども、見積りというか、設計業者にこれは出している事業になります。

設計業者と一緒に回ったんですけども、点検口から見える範囲で、見た限りで設計をして

いただきました。それ以上やるとなると1か月天井を剥がさなきゃいけないので、その費用はちよつともったいなんじゃないかなということ、まずは見える範囲で設計をして、実際の施工の中で不都合がちよつと生じたので増額という形になりました。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

理由はよく分かりましたが、今回100万ぐらいの変更になっているんですが、天井を一部剥がして点検すると100万円以上の費用がかかったと思われませんか。

○議長（伏屋隆男君） 平岩住民福祉部長。

○住民福祉部長（平岩敬康君） 100万円がかかったかどうかというお話というよりも、設計の段階では最少の経費でできる範囲でやって、結果的にその設計の段階で壁をめくっていたとしても、同じく最初の契約額が100万円高くなって契約されたということになるので、100万増えたというのはちよつと表現が違うというのか、どう言ったらいいんですかね、結果はどちらにしても経費をかけないとできなかったのかなというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 御答弁はよく分かりました。

でも、結果として一緒だったという発想は、僕は間違っていると思います。そうではなくて、調べた結果、こうだったからこういう値段になりましたのでという議案を出していただくというのが本来の筋だというふうに思いますので、今後はしっかりと調査をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

第67号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

第68号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） 何回も申し訳ないです。

30ページの県支出金の総務費委託金で知事選挙のやつが27万9,000円出ているんですが、この内容についてちょっとお知らせください。

もう一つは、34ページ、商工費の中の創業者支援事業補助金で200万円が出ているんですけども、この内容もちょっとお知らせください。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） それでは私からは、34ページの商工費の創業支援事業補助金200万円の補正理由でございます。

こちら創業塾等々を受けられまして、笠松町内で創業する、新たに創業する方の初期経費に対しまして創業者支援事業補助金というものを交付をさせていただいております。3分の2で、上限が100万円ということでございます。当初予算で1件分、100万を計上させていただいておりましたけど、その後、今2件ほど相談がございまして、今回この補正2件をさせていただいたところでございます。

○議長（伏屋隆男君） 足立総務部長。

○総務部長（足立篤隆君） 県支出金の岐阜県知事選挙委託金の内容についてお答えをさせていただきます。

今回、令和7年執行予定の岐阜県知事選挙におきまして、使用する投票用紙の交付機を4台購入したいと考えております。これは投票用紙交付機の保守点検、メーカー保守が今年度末で終了することに伴いまして、更新していきたいということでこの4台を購入いたしまして、それにつきまして財源がこの岐阜県知事選挙委託金ということで、9分の2が委託金でいただけますので、こちらのほうを計上させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

第69号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

第70号議案 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

第71号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

第72号議案 令和5年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑は歳出から各款ごとに行い、その後、歳入全般について行い、最後に一般会計全般にわたるものについての質疑を行います。

それでは、歳出について質疑に入ります。

質疑に際しましては、ページ数、項、目、節を述べてください。

決算書27ページ、決算認定資料66ページ、第1款 議会費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

決算書27ページ、決算認定資料66ページからの第2款 総務費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

決算書35ページ、決算認定資料78ページからの第3款 民生費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

決算書41ページ、決算認定資料90ページからの第4款 衛生費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

決算書45ページ、決算認定資料102ページからの第5款 農林水産業費についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に参ります。

決算書45ページ、決算認定資料104ページからの第6款 商工費についての質疑を許します。
ありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に参ります。

決算書47ページ、決算認定資料106ページからの第7款 土木費についての質疑を許します。
ありませんか。

[挙手する者あり]

關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） 107ページの一番下の項目で、道路維持工事請負費ということでいろいろ項目がありまして、町の道路をすごくきれいにさせていただいていることが分かりまして、ありがとうございます。

それで、この中にあれなんですけど、松枝のところに遊歩道があるかと思うんですけど、遊歩道の何かこういう工事というのは町のほうでは、ここには、昨年度のところの決算にはないんですけど、遊歩道というのは何か計画の中にあるんでしょうか。遊歩道の整備ですね。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） お答えいたします。

松枝遊歩道、堤防の下の道路かと思えます。そちらにつきましては、遊歩道で占用させていただいております両脇1メートルの除草は当町で行っております。議員さんおっしゃられるのは、不陸があるということだと思んですが、今後木曽川を、愛知県、岐阜県側でサイクリングロードの計画が今上がっております。それを見据えまして、今後いろいろな計画も出てくるかと思えますが、その際に整備に向けられる準備を今からいろいろと検討していきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○5番（關谷樹弘君） 木曽川の右岸になるところなんですけど、サイクリングロードの整備を今後していただけるということで、よろしくお願いします。

それで、その中で、今ですと笠松町が河川環境楽園からサイクリングロードが整備されているかと思うんですけど、今後、今のお話の中では松枝のその遊歩道と、もしくは羽島用水沿いの道が結構整備されて、それが羽島にもつながっている感じがあるんですけど、その松枝のところと、その笠松のサイクリングロードをつなげるというのも今後計画の中に入りそうな感じなんではないでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） ちょっと今の質問は決算に関わりないことですので、ここではちょっと質問は……。

○5番（關谷樹弘君） 分かりました。

○議長（伏屋隆男君） ちょっとお答えができない状況だと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、次に参ります。

決算書49ページ、決算認定資料112ページ、第8款 消防費についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、次に参ります。

決算書51ページ、決算認定資料114ページからの第9款 教育費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

決算書57ページ、決算認定資料126ページ、第10款 公債費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

決算書57ページ、決算認定資料126ページ、第11款 諸支出金についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

決算書59ページ、決算認定資料126ページ、第12款 予備費についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に参ります。

歳入全般についての質疑を行います。

決算書11ページ、決算認定資料44ページからであります。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、一般会計全般にわたるものについての質疑を許します。

[挙手する者あり]

田島議員。

○9番(田島清美君) すみません、109ページの道路新設改良費のところの、先日、米野52号線のいざり坂の件についてなんですが、前はピアゴのほうから車を入れないように標識とかあったんですが、今もうそれは取り外されて、車が普通に入れるようになっているんですけど、子供たちが入る通学路のところなんですけど、ちょっと危ないんじゃないかなあと近隣の人に言われたんですが、その辺はどういうふうに今、どういうふうに対処されているのかということと、今後どういうふうにされるのかなということをちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長(伏屋隆男君) 田島建設部長。

○建設部長兼水道部長(田島茂樹君) お答えいたします。

ピアゴから南へ行って、いざり坂のところでございますが、道路改良をするに当たりまして町内会との協議も詰めました。それで、横断歩道を引く代わりに時間規制の看板を撤去するというような、警察のほうから指摘がございまして、今そのような形になっております。

今の状態が非常に危険だということであれば、看板等の設置をしまして、運転者への注意を促すような方法を取っていきたいと考えております。

○議長(伏屋隆男君) ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

[「ありません」の声あり]

次に、賛成討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

尾関議員。

○7番(尾関俊治君) 第72号議案 令和5年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についての賛成の立場で討論いたします。

昨年は5月に新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、日常がコロナ前に戻りつつある中、円安・ドル高による物価高騰の波が押し寄せ、各家庭の家計に

打撃を与え、その影響は現在も続いております。

そのような中、物価高騰対策として町民の生活支援策を実施しつつ、今後のまちづくりの展望を見据えた新たな取組が実施されました。国の電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援給付金をはじめとする各種支援金を速やかに町民の皆様に届けるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した商工会クーポン事業においては、第2弾、第3弾と回数を重ねることでより民意を反映したものにブラッシュアップされ、前回は上回る高い利用率を記録し、町民の経済的負担軽減に加え、事業者の経済活動支援となったことは高く評価いたします。

また、笠松中学校では、生徒会、PTA、町内会連合会などで構成するトイレ研究会で検討を進められ、生徒たちの意見を取り入れた心が癒やされる憩いの場となるトイレが2年越しで完成したとともに、令和5年度から3年計画で小・中学校のLED化を進めていく初年度として、笠松小学校、下羽栗小学校のLED照明設置工事に着手されるなど、教育環境の充実を進められております。

そのほか、防災行政無線の移動系の更新や情報系戸別受信機のデジタル化に向けた取組をはじめ、下羽栗幹線排水路の覆蓋で長年の懸念であった国道22号線高架下の安全な通学路の整備を図るとともに、パイプラインの上部利用を着実に実施するなど、町民の安心・安全の確保にも取り組んでおられます。

さらに、中学生の新たな体験交流先となる北海道新ひだか町への派遣研修をはじめ、飼い主のいない保護猫活動支援では、ガバメントクラウドファンディングによる財源の確保を試み、目標金額以上の寄附が全国から集まるなど、新たな取組で成果を上げられております。

決算額を見ますと、令和5年度の当町の歳出では、扶助費が増加し、公債費も横ばいとなり、経常収支比率が昨年度より1.9ポイント上昇の91.6%と依然高い状況にあります。

一方、歳入では、自主財源の大部分を占める町税全体で前年度比3.0%増の8,300万円の増、過去最高を記録したかさまつ応援寄附金をはじめとする寄附金も1,000万円の増となりましたが、財源不足を財政調整基金の繰入れで補填し、実質単年度収支はマイナス8,500万円となっております。

こうした財政事情の中、限られた財源で物価高騰対策をはじめ、喫緊の行政課題に対して適切に各事業が実施され、いずれも使途・目的に沿った事業を行っていると考えられますので、令和5年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について賛成いたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、第72号議案は原案のとおり認定することに決しました。

質疑、採決の途中ですが、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時30分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第73号議案 令和5年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり認定することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「ありません」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後1時32分

